

議題 5

生活交通ネットワーク計画 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係) (案)

平成 25 年 6 月 日

(名 称) 村上市地域公共交通活性化協議会
(代表者名) 会長 村上市長 大滝 平正 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

村上市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

村上市の公共交通機関網は、広域交通（地域間幹線系統）としての鉄道や高速バス、合併前の旧市町村間を結ぶ路線バスを軸に構成されている。

これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、通院、買い物、通学など生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線バスとなり、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また、新潟県総面積の 9.8% を占める広大な面積の本市には、山間部や海岸部などの一部地域では、交通手段そのものが確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。

加えて高齢化が進行していることから、市民の通院・買い物を中心とした生活に必要不可欠な移動手段を確保していくことが必要である。

本市では、平成 22 年度に「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定し、交通空白地域・不便地域の解消のため、平成 23 年 10 月から市街地内のまちなか循環バス、荒川地区、神林地区等においてデマンド型タクシーの運行に取り組んできた。

平成 25 年 10 月から、せなみ巡回バスを新たに運行し、瀬波地区内の病院への通院手段、瀬波地区住民の市街地方面への移動手段、観光来訪者の瀬波温泉への移動手段の確保を図る。村上～猿沢～北中線は、住民ニーズを踏まえ、市街地の交通網整備のため、経路の見直しを行い、市街地の国道 7 号沿線を新たに経由する。

今後も、地域公共交通確保維持事業により、まちなか循環バス、せなみ巡回バス、村上～馬下～寒川線及び村上～猿沢～北中線を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の日平均利用者数を次のとおりとします。

- ・まちなか循環バス系統 26 人以上
- ・せなみ巡回バス 20 人以上
- ・村上～馬下～寒川 17 人以上
- ・村上～猿沢～北中 40 人以上

(2) 事業の効果

まちなか循環バス、せなみ巡回バス、村上～寒川線及び村上～北中線を運行・維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段、市街地への移動手段が確保される。

また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続する路線バスを運行・維持することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」…別添

①予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表 … 別紙「時刻表」のとおり

運行予定期間 … 下記③のとおり

②運行事業者決定の経緯

新潟交通観光バス(株)は、市民の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、安全輸送の確保が期待できる。

当該系統の維持目的は、地区内住民の通院、買い物時の移動手段の確保であり、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、通年を通して円滑な運行が期待できる。

交通事業は地場に根付いた産業としての側面を有し、事業者が継続して運行することで地域の交通手段が維持・確保され、雇用を含め地域経済の安定に寄与する。

③運行予定期間

(1) まちなか循環バス系統

- ・小回り循環 平成23年10月1日～
- ・大回り一小回り循環 平成25年3月1日～

(2) せなみ巡回バス

平成25年10月1日～

(3) 村上～馬下～寒川線

平成25年3月1日～

(4) 村上～猿沢～北中線

平成25年10月1日～

④既存交通や地域間交通との関係や整合性

本市の地域間交通ネットワークである鉄道と村上駅で接続し、地域内フィーダー系統を構築している。

運行については、地域内で運行するバス事業者及びタクシー事業者（代表）が参加する村上市地域公共交通活性化協議会において協議・合意がされており、整合性は図られている。

⑤路線の新規性

(2) せなみ巡回バス

これまでバス運行がされていなかった瀬波地域を新たに運行

(4) 村上～猿沢～北中線

これまでバス運行がされていなかった市街地国道7号沿線を新たに経由

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

6. 協議会の開催状況と主な議論

平成 22 年 2 月 9 日	村上市地域公共交通活性化協議会設置
平成 23 年 3 月	村上市地域公共交通総合連携計画策定
平成 25 年 6 月　　日	事業内容・料金・運行事業者等について合意
	平成 26 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意

7. 利用者等の意見の反映

厚生連村上総合病院において利用者等の意見を聞き取った。

協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を作成した。

8. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課長
関係市区町村	村上市長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長 新潟交通観光バス株式会社常務取締役 村上市ハイヤー・タクシー協会代表 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所担当課長 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所担当課長 新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課長 村上市都市整備課長 新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学准教授 村上商工会議所会頭 村上市 4 商工会代表 村上市各地区区長会代表 村上市内高等学校 P T A 代表 村上市老人クラブ連合会代表 村上市観光協会代表 新潟交通観光バス労働組合代表 村上市学校教育課長 村上市介護高齢課長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Ⅰで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準Ⅱで該当する要件
新潟県 (村上市)	新潟交通観光バス(株)	村上市まちなか循環バス(小回り循環)	地域内フィーダー	1,155.0	②-(1)	村上駅乗入れ	①
	新潟交通観光バス(株)	村上市まちなか循環バス(大回り-小回り循環)	地域内フィーダー	2,612.5	②-(1)	村上駅乗入れ	①
	新潟交通観光バス(株)	村上～馬下～寒川線	地域内フィーダー	3,411.5	②-(1)	村上駅・桑川駅乗入れ	①
	新潟交通観光バス(株)	村上市せなみ巡回バス	地域内フィーダー	1,369.5	②-(1)	村上駅乗入れ	①
	新潟交通観光バス(株)	村上～猿沢～北中線	地域内フィーダー	10,600.0	②-(1)	村上駅乗入れ	①
合 計				19,148			

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。